

10年経ったら交換しましょう



自治会のみなさま

もう、お済ですか？

住宅用火災警報器の共同購入

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過...
そろそろ電池切れかも？

取り換えは10年が目安です！



自治会で共同購入をしましょう！
共同購入のメリットは いっぱい



- ① 地域全体の住宅用火災警報器設置率が向上し、防火体制が強化される。
- ② 住民同士のつながりが深まり、防災力が向上する。
- ③ 住宅用火災警報器の正しい情報が得られ、悪質な訪問販売等からの被害を防止できる。
- ④ 高齢等で自ら取付け等ができない方も安心して参加できる。
- ⑤ 取扱業者と団体での交渉ができ、スケールメリットを活かした交渉ができる。

彦根市消防本部 予防課

詳しくは、裏面へ



住宅用火災警報器の 共同購入を消防職員が お手伝いいたします

共同購入を進めるには、会議の設定や回覧板の作成、購入数の取りまとめ、さらには業者との交渉など、何かと手間や時間がかかります。自治会役員の皆様のご負担となるこれらの業務の一部を消防職員がお手伝いします。

お手伝い その1

自治会等における研修会等において、住宅防火対策と住宅用火災警報器についてご説明します。

お手伝い その2

何かとご負担になる自治会会員への案内通知作成のお手伝いや、機器や受注業者を選択する際に、消防本部が受注業者を取りまとめている彦根防火保安協会との橋渡しとなるなど、業者とのマッチングのお手伝いをします。

お手伝い その3

ご自分で住宅用火災警報器を取り付けられないご高齢の方に代わって、取付支援を行います。

さらに、詳しいことは……

〒522-0054 彦根市西今町415番地

彦根市消防本部 予防課

☎0749-22-0332 FAX0749-22-9427

受付時間：土日祝祭日を除く9時から17時まで

**住警器設置で
安全な暮らし**



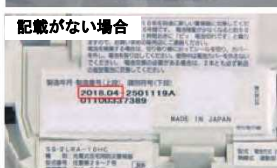
忘れていませんか？ 住宅用火災警報器の 点検・交換！



誰でも簡単！住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)



反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう！

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も**交換**しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。

再確認！ 設置しなければならない箇所

寝室

就寝に使用している部屋

階段

寝室がある階の階段の上端



※ 火災が発生する恐れのある台所や居間にも、つとめて設置しましょう。

市内の住宅用火災警報器の奏功事例

【事例】こんろで調理中、その場を離れたため・・・

台所のコンロで、てんぷら油を使用し調理中、その場を離れたところ、住警器が作動しました。台所に戻ると鍋から火があがっていたため、すぐに消火し火災には至りませんでした。



消防本部予防課 ☎ 22-0332
消防署南分署 ☎ 43-5670

消防署本署 ☎ 22-6119
消防署北分署 ☎ 23-0119



地震火災を防ごう！

地震火災を防ぐポイント

- ◆ 住まいの**耐震性**を確認しましょう
- ◆ 家具等の**転倒防止対策(固定)**を行いましょう
- ◆ **感震ブレーカー**を設置しましょう
- ◆ ストープ等の暖房器具の周辺は整理整頓し**可燃物を近くに置かない**ようにしましょう
- ◆ **住宅用消火器等および住宅用火災警報器**を設置しましょう
- ◆ 停電中は電気器具の**スイッチを切るとともに電源プラグをコンセントから抜き**ましょう
また、避難するときは**ブレーカーを落とす**ましょう
- ◆ 石油ストーブや石油ファンヒーターから**油漏れの有無を確認**しましょう
- ◆ ガス機器、電気器具および石油器具の使用を再開するときは、**機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないこと**を確認しましょう
- ◆ 再通电後は、しばらく**電気器具に異常がないか**注意を払いましょう
(煙、におい等)
- ◆ **消防団や自主防災組織**等へ参加しましょう
- ◆ 地域の**防災訓練へ参加**するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう

地震時の 通電火災にご注意

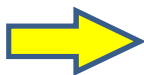


リチウム蓄電池が原因の火災が急増しています！

- ◆ PSEマーク等が付された製品の購入する
- ◆ 使用時の取扱い説明書を遵守する
- ◆ 衝撃を与えないよう適切に取り扱い、むやみに分解しない
- ◆ 電池の膨張などの異常が生じた場合は使用を中止する
- ◆ 不要になった充電式電池の処分は地域のルールに従って処分する



充電式電池



ごみの出し方(彦根市)

消防本部予防課 ☎ 22-0332
消防署南分署 ☎ 43-5670

消防署本署 ☎ 22-6119
消防署北分署 ☎ 23-0119